令和３年第９回三股町農業委員会総会議事日程

令和３年９月２８日（火）

日程第１　　会議録署名委員の指名

日程第２　　会期の決定

日程第３　　報告第１６号農地法第１８条第６項の規定による通知について

日程第４　　議案第４４号農地法第３条の規定による許可申請の許可について

日程第５　　議案第４５号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について

日程第６　　議案第４６号農地法第５条の規定による許可申請の承認について

日程第７　　議案第４７号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による
農用地利用集積計画の承認について

日程第８　　議案第４８号農業振興地域整備計画変更（用途変更）について

令和３年第９回三股町農業委員会総会審議結果

日程第４

議案第４４号農地法第３条の規定による許可申請の許可について

可決（　３　）

日程第５

議案第４５号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について

可決（　２　）

日程第６

議案第４６号農地法第５条の規定による許可申請の承認について

可決（　９　）

日程第７

議案第４７号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による
農用地利用集積計画の承認について

可決（　２９　）

日程第８

議案第４８号農業振興地域整備計画変更（用途変更）について

可決（　３　）

令和３年第９回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

１．会　　期　９月２８日（火曜日）１日間

２．場　　所　三股町役場４階第１会議室

　　時　　間　９時００分開会

３．会期日程　９月２８日（火曜日）

議　案　審　議

出席者

１番委員	小倉　休幸
２番委員	上水　広志
３番委員	内村　介貞
４番委員	下石　昭廣
５番委員	馬渡　芳文
６番委員	溝口　良信

農地利用最適化推進委員　　藏元　富男

欠席者

なし

議案説明のため総会に出席した者

事務局　局　長

事務局　課長補佐

事務局　主　事

農政企画係　係長

（一　　同　　礼）

開　会　　9時00分

事務局
開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口良信）
それでは、ただ今から令和３年第９回三股町農業委員会総会を開催いたします。
尚、本日は新型コロナウイルス感染防止対策から、時間を短縮して、議事を進めていきたいと思います。皆さんのご協力をお願いします。本日は全員出席ですので総会は成立いたします。また、本日は農業委員会会議規則第２条第５号において、農地利用最適化推進委員の藏元富男さんが会議に出席し第２ブロックの区域において説明をしていただきます。これについては、会長の方で許可をしております。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第１、会議録署名委員に２番委員の上水広志さんと３番委員の内村介貞さんを指名いたします。続きまして、日程第２、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日１日間にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）
異議なしと認めます。よって会期は１日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第３、報告第１６号農地法第１８条第６項の規定による通知について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
報告第１６号農地法第１８条第６項の規定による通知について報告するもので、合計11件15筆11,954㎡、うち田が7筆4,992㎡、畑が8筆6,962㎡でございます。
詳細については総会資料3頁126番から5頁136番のお目通しをお願いします。

議長（溝口良信）
これについて何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）
ないようですから、次の議案に進みます。日程第４、議案第４４号農地法第３条の

規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第４４号農地法第３条の規定による許可申請の許可についてでございます。合計 3 件 21 筆 16,928 ㎡、田が 19 筆 15,509 ㎡、畑が 2 筆 1,419 ㎡でございます。詳細について担当が、ご説明いたします。

事務局

議案第４４号農地法第３条の規定による許可申請についてご説明いたします。総会資料 7 頁になります。別冊の航空写真と合わせてご覧ください。

受付番号 25 番、受付年月日：令和 3 年 9 月 10 日、受人：〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字松田〇〇〇〇番〇、地目：田、面積：974 ㎡です。こちらは渡人農業廃止のため、贈与による所有権移転となっております。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件のすべてを満たしております。

続きまして、受付番号 26 番、受付年月日：令和 3 年 9 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：宮村字中原〇〇〇〇番、地目：畑、面積：497 ㎡です。こちらは受人要望による所有権移転売買となっております。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件のすべてを満たしております。

続きまして、受付番号 27 番、受付年月日：令和 3 年 9 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字南前〇〇〇〇番〇他 18 筆、地目：田、畑、合計面積：15,307 ㎡です。こちらは渡人の労力不足による所有権移転売買となっております。

こちらは先週金曜日（9/24）に農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんで現地確認をして頂いたところです。その際は現状では農地の整備が不十分という意見でした。受人にその旨連絡をしたところ、草刈り整地をしますということで、昨日、トラック、ダンプ及び重機等で除草作業と整地をされているようです。お手元に写真を配布してありますが、それが昨日の夕方の状態です。状況としましては、先日、全体協議会でも説明をしましたが、その当時は植木が植えてある状態で受人が取得されています。その後、植木は除去されていましたが砂利等が混ざったままで、そこに草が生えている状況でした。今回、2 回に分けて除草作業、整地をされて写真のような状況になっております。今後も周辺農地等に影響がないように管理をしていきますとのことです。また、こちらの農地については全部利用要件等各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利

用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件のすべてを満たしております。以上です。

議長（溝口良信）
それでは、担当委員の説明をお願いします。

3番委員（内村介貞）
受付番号25番は9月24日に第4ブロック委員3名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は水稲及び果樹栽培を中心に農業経営をされています。農地はすべて耕作されており、機械等も充実しており、農作業に従事する人は2名です。状況からみても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るため所有権移転をするものです。また、利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等も特に問題ないことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

２番委員（上水広志）
受付番号26番は9月24日に第2ブロック委員4名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は以前は畜産等をされていましたが、現在は水稲を中心に農業経営をされています。夫婦で50年来農業経営をされております。自作地が7反ほどありますが、農地はすべて耕作されており、機械等も充実しており、状況からみても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るため所有権移転をするものです。また、利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等も特に問題ないことから、許可相当と判断いたしました。

３番委員（内村介貞）
受付番号27番は9月24日に第4ブロック委員3名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は〇〇在住で今までに取得した農地は全て貸借等により耕作されております。農業に従事されるのは本人を含め6名とのことです。農地の拡大を図るため所有権移転をするものです。申請時には要件等に不備があると判断しましたが、荒れた農地を耕作していただくという条件、また、先日現場確認をして、先程事務局からも説明がありましたように除草作業や整地をして原状復帰されているところを考慮して、受人に求めた承諾書及び誓約書、営農計画書等を参考にご検討をいただきたいと思います。以上です。

議長（溝口良信）
それでは皆さんの方から、何かご質問、ご意見はありませんか

４番委員（下石昭廣）
受付番号25番について、贈与となっていますが受人と渡人の関係を教えて下さい。

３番委員（内村介貞）
姉弟です。

４番委員（下石昭廣）
分かりました。

事務局
渡人の〇〇さんが体を壊されているという話なので、本人が今後耕作をするというのは不可能ではないかとの判断はしております。それで斡旋的な話も勧めたけど駄目だったというところで、今回３条申請という形で上がってきたので、先程、地元の委員さんからの意見もありましたが、農地の保全という観点からも所有者を変えたほうが保全の指導も出来やすいのではないかと考えているところです。

３番委員（内村介貞）
今回、本人からの承諾書や誓約書、営農計画書等の提出して頂いた書類を信頼すれば、その営農計画に則って実行されれば、今の農地の荒れているところが改善されるのではないかと思います。今のままなら先程も事務局からの説明もありましたが、全く手の付けられない状態ですが、所有者が変われば改善されるのではないかと思っています。

事務局
先日の協議会で問題点が４点上がったと思いますが、そこを全て耕作及び整地するということで、承諾書や誓約書を今回事務局からも要求して、〇〇さんから提出して頂いたところです。また、その時に上がった問題点を〇〇氏に提示したところ、除草作業や整地をして原状回復しますということで、今回それを実行されたということです。

３番委員（内村介貞）
私も先日皆さんと現地確認をした時は、この状態では上辺だけの整地だなと第４ブロック委員全員が同じ判断だったのですが、昨日、現地確認をしてきたのですが、ちゃんと原状回復されていたので、今度取得される農地も、ある程度の手は加えていただけるのかなとは思うのですが。

４番委員（下石昭廣）
今朝、私も現地確認をしてきましたが、さっき説明がありました通りで、あれで終了なのでしょうか。この前よりは草が刈ってあって、何箇所かに分けておいてありました。それを持ち出して処分されれば、もっといいと思いますが。今後もう少し手を加えて作物がつくれるようにされるのか、保全管理の状態でずっといかれるの

かが分からなかったので。先日の全体協議会でも意見が色々出ましたが、この案件をどうするのか考えるに一長一短あるのですが、〇〇さんの農地が現況、荒れ地になっているので、長期的に見れば不安もありますが、許可すれば〇〇氏が当分は耕作者を見つけるでしょうし、保全管理のみでいくのなら、今の除草作業や整地をされた状態を保ってもらうように条件を付して、許可するということになるのではないでしょうか。今の荒れ地になっている現状を解消するには、その方法でいくしかないのではないのかと思います。

１番委員（小倉休幸）
私としては農業委員会として 3 条申請の最低ラインの約束事である、3 年間の耕作というルールを以て、許可する場合は、3 年間農業委員会でも徹底したチェックまたは農地パトロールを続けていくということを〇〇氏にもう一度進言するなり、提示してから許可するなら許可してほしいです。〇〇氏が今後も保全管理や農地を作付けできる状態を保っていけるのかが私の危惧するところです。

４番委員（下石昭廣）
今の整地した状態を１年中保てるのならばという条件を付して許可するか、また農業委員会が決めた条件を履行した後に許可書を交付するというところが現時点での着地点ではないかと思っています。

２番委員（上水広志）
この前の報告では、〇〇氏の現在の所有農地は３町くらいでしたか。

事務局
現在、3 町 5 反所有ですね。

４番委員（下石昭廣）
今回の 3 条申請を合わせると 5 町くらいの所有になりますね。

１番委員（小倉休幸）
全部の農地の耕作者を見つけられるのかと疑問が残るとこです。〇〇さんに耕作してくれないかと打診があったようですが、〇〇さんが全部耕作できるのかが心配ですね。

３番委員（内村介貞）
息子さんが〇〇で仕事をされているのですが、月の半分は帰ってきて農作業をされています。そして孫が今度〇〇の農大を卒業されるようです。その孫がこっちで農業をされれば〇〇氏の農地の耕作も可能ではないかと思いますが、家族間の問題なので私もそこは把握していません。

４番委員（下石昭廣）
息子さんや孫は稲作経営で経営が成り立つでしょうか。

３番委員（内村介貞）
精米所や乾燥機を持っておられるので、他の農家さんとはコスト的には違うと思いますが。

１番委員（小倉休幸）
米で農業は成り立たないです。

４番委員（下石昭廣）
そうですね。息子や孫が施設園芸をやろうと思っても無理ですね。

1番委員（小倉休幸）
難しいですね。

議長（溝口良信）
馬渡委員、意見はないですか。

５番委員（馬渡芳文）
私も皆さんと同じで、条件を付けて許可して、農地パトロールをしながら、農業委員会で状況を管理してみていくしかないのかなと思います。

議長（溝口良信）
他にないですか。それでは今色々意見がでましたが、皆さんの意見をまとめると、申請人に提案した件については、今はある程度クリアしているが、それが今後、もとの荒れ地にならないように地元の委員や農業委員会で監視をしていくということ。また、今後は取得した土地を草刈り等順次やっていき管理してもらって、絶対荒らさないという条件を付して、会長名で書類を添付して許可するということが皆さんの意見ではないかと、私なりに考えたところです。

４番委員（下石昭廣）
会長の個人的な意見はどうですか。

議長（溝口良信）
私も皆さんと同じ意見で、耕作放棄地を解消するために、先程も条件を付して許可するという意見がでましたが、それがいいのではないかと思います。

１番委員（小倉休幸）
許可するにあたって、厳しい条件とか付けられないものでしょうか。

４番委員（下石昭廣）
今日見た現場の状況以下にはしてほしくないですね。

議長（溝口良信）
今の状態を今後も保ってもらうということが一番の条件ですね。

４番委員（下石昭廣）
今日見た現場の今まで荒れていた土地の地名、地番をいれて許可書に別添で書類をつけるのがいいと思います。

議長（溝口良信）
問題になっている土地について付帯決議ということで、会長名で書面をつけて許可するということですね。

４番委員（下石昭廣）
そうですね。とにかく保全管理を今後も継続すると約束をしてもらえるなら、賛成したいと私は思います。

事務局
それでは、今の話を聞きまして許可するなら別紙条件を付すという形で、荒地になっていた 3 筆については保全管理を毎年行う事、今後取得する農地についても耕作放棄地にならないように管理するという事を条文として、別紙にて会長名で作成し、許可書に添付して発行するということでいかがでしょうか。

議長（溝口良信）
今、事務局長が話したように、別添で書面を作成して許可書を発行するということで、添付する書面については事務局で作成して、皆さんにも確認をして頂いた方がいいと思いますので、素案ができましたら事務局が各委員さんに持って回って話をして頂くということでいいですか。

（「はい」）

議長（溝口良信）
それでは意見も出尽くしたようですので、25 番から採決を行いたいと思います。
受付番号 25 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 25 番は許可することに決定いたしました。続きまして、受付番号 26 番について許可すすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 26 番は許可することに決定いたしました。続きまして、受付番号 27 番については、付帯決議ということで条件等を付して許可するということで賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 27 番は付帯決議ということで条件を付して許可することに決定いたしました。続きまして、日程第５、議案第４５号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
議案第４５号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認についてでございます。合計 2 件 2 筆 1,143 ㎡、畑が 2 筆 1,143 ㎡でございます。詳細について担当が 2 件続けて、ご説明いたします。

事務局
議案第４５号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について、ご説明いたします。総会資料の 9 頁及び別冊の航空写真も合わせて御覧ください。
受付番号 6 番、許可年月日：昭和 58 年 1 月 21 日、許可番号〇，転用事業者は〇〇〇〇、事業を遂行できない理由は転用許可後に県外で転職することとなり、着工出来なかったため、事業を断念したものです。後ほど 5 条申請 55 番で、ご説明いたします。

続きまして、受付番号 7 番、許可年月日：昭和 57 年 12 月 24 日、許可番号〇〇，転用事業者は〇〇〇〇です。事業を遂行できない理由は、許可を受けた被承継人はすでに亡くなっており、転用事業者は転用用途を今後利用することは考えていないため、事業を遂行することは不可能であると判断したためです。後ほど 5 条申請 56

番でご説明いたします。以上です。

議長（溝口良信）
それでは、担当委員の説明をお願いします。

３番委員（内村介貞）
受付番号６番については､9 月 24 日に第４ブロック３名で現地確認をしております。場所の説明は航空写真をご覧ください。事務局から説明がありました通り、転用事業者は許可後に県外に転職されたため、事業を遂行できなくなった事による事業計画変更です。

１番委員（小倉休幸）
受付番号７番については、5 条申請で詳しく説明させていただきますが、昭和 57 年 12 月に転用許可を受けておりますが平成 30 年に事業者が死亡されたため、事業を遂行できなくなったということであります。

議長（溝口良信）
なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）
ないようですから、受付番号６番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号６番について承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号７番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号７番について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第６，議案第４６号農地法第５条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
議案第４６号農地法第５条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計 9 件 10 筆 7,484 ㎡、うち田が 3 筆 2,696 ㎡、畑が 7 筆 4,788 ㎡でございます。詳細について 9 件続けて、担当がご説明いたします。

事務局

ご説明いたします。総会資料の 11 頁 55 番から 13 頁 63 番をご覧ください。別冊の航空写真もあわせてご覧ください。

受付番号 55 番、受付年月日：令和 3 年 9 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字下原〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：329 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は一般個人住宅 1 棟です。こちらは第 3 種農地で許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号 56 番、受付年月日：令和 3 年 9 月 10 日、受人：〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字榎木堀〇〇〇〇番〇〇、地目：畑、面積：814 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は共同住宅の建設です。こちらは第 3 種農地で許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号 57 番、受付年月日：令和 3 年 9 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇、申請地：樺山字出水〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：769 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は資材置場です。こちらは第 2 種農地で許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号 58 番、受付年月日：令和 3 年 9 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：宮村字尾崎〇〇〇〇番〇〇〇、地目：田、面積：1,938 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は資材置場及び車両回転場です。こちらは第 2 種農地で許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号 59 番、受付年月日：令和 3 年 9 月 10 日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字中島〇〇〇番〇、地目：宅地及び畑、面積：314.86 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は一般個人住宅 1 棟です。こちらは第 3 種農地で許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号 60 番、受付年月日：令和 3 年 9 月 10 日、受人：〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：宮村字岡下〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：430 ㎡です。使用貸借権設定です。転用目的は一般個人住宅 1 棟です。こちらは第 2 種農地で許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号 61 番、受付年月日：令和 3 年 9 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：樺山字南田〇〇〇〇番〇、地目：田、面積：499 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は一般個人住宅 1 棟です。こちらは第 1

種農地でありますが、不許可の例外要件を満たしていることから、許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号62番、受付年月日：令和3年9月10日、受人：〇〇〇〇他1名、渡人：〇〇〇〇〇他1名、申請地：新馬場〇〇番〇〇、地目：田、面積：259㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は一般個人住宅1棟です。こちらは第3種農地で許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号63番、受付年月日：令和3年9月10日、受人：株式会社　〇〇、渡人：〇〇〇〇他1名、申請地：宮村字宇都〇〇〇番〇他1筆、地目：畑、合計面積：2,132㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は建設資材置場です。こちらは第2種農地で許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）
それでは、受付番号順に担当委員の説明をお願いします。

３番委員（内村介貞）
受付番号55番は9月24日に第4ブロック委員3名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。
受人は現在、〇〇市内の借家で生活をされていますが、家族が増え住居が手狭になったため、借家生活解消のために一般個人住宅の建設を計画されたものです。周囲にはブロック塀を設置し土砂の流出がないようにし、生活排水等は合併浄化槽を設置し処理後は既設側溝へ排水します。雨水については宅地内に雨水桝を設置し集水後は既設側溝へ排水されることから、特に問題なく、許可相当と判断いたしました。

１番委員（小倉休幸）
受付番号56番は9月24日に第1ブロック委員3名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。
申請地は昭和 57 年に駐車場として転用の許可を受けておりましたが、当時の申請人が平成 30 年に死亡されたため、事業計画変更をされたものです。今回は〇〇〇在住の受人が個人事業主として共同住宅の建設を計画されたものです。宅地内の雨水については、雨水桝を設置して集水後は南側既設側溝へ排水します。生活排水等は公共下水道へ接続することから、特に問題なく、許可相当と判断いたしました。

２番委員（上水広志）
受付番号57番は9月24日に第2ブロック委員4名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。
申請地の北側に申請人の自宅がありまして、今回、独立してエクステリア関係の事

業を経営されるということで、申請地を資材置き場として利用されるものです。周囲にはブロック塀を設置し、付近の農地に被害がないように十分注意するということです。生活排水等は発生せず、雨水については地下浸透です。また、付近の住民にも説明、周知をしてあるということで、特に問題なく、許可相当と判断いたしました。

５番委員（馬渡芳文）

受付番号 58 番は 9 月 24 日に第 2 ブロック委員 2 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。申請地の地目は田でありますが、雑木がかなり生い茂り田の状況が確認できない状況でありました。

転用目的につきましては資材置き場、車両回転場であります。資材置場を造成するにあたり、45 センチの地上げをするということであります。盛り土の際、隣接地に土砂が流出しないように注意し、雨水については地下浸透です。申請地は土地改良区域外で水については自己管理になっており、申請地の北側に農地が 2 筆ありまして、耕作者が〇〇さん、〇〇さんです。両氏に状況を聞いたところ、耕作には問題ないと言われたとのことでした。今後、稲作等に問題が生じた場合は、お互いに話し合いをするということで了解をしているということです。なお、資材置場については土砂流出防止のため、大型ブロックを設置するということです。特に問題ないものとして許可相当と判断しました。以上です。

農地利用最適化推進委員（藏元富男）

受付番号 59 番は 9 月 24 日に第 2 ブロック委員 4 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は現在借家在住で、実家近くの申請地に一般個人住宅の建築を計画されるものです。申請地は 5、6 年前まで住宅が建っていましたが、その住宅を解体して、現在は畑として利用されていました。生活排水等は合併浄化槽を設置し、処理後は既設側溝へ排水します。雨水については既設側溝へ排水します。隣接地は住宅地で農地に面したところはありません。特に問題ないものとして許可相当と判断いたしました。

２番委員（上水広志）

受付番号 60 番は 9 月 24 日に第 2 ブロック委員 4 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

転用目的は一般個人住宅で、権利の内容は使用貸借権の設定です。受人と渡人は親戚関係で 50 年間の使用貸借で契約を結んでおられます。雨水については雨水桝を設置し、既設側溝へ排水します。生活排水等は合併浄化槽を設置し、既設側溝へ排水します。境界にはブロック塀を設置します。申請地周辺は未耕作の状況で、将来的には家が建つのではないかという状況で、周辺農地への影響はないものと思われます。特に問題ないものとして許可相当と判断いたしました。

農地利用最適化推進委員（藏元富男）

受付番号 61 番は 9 月 24 日に第 2 ブロック委員 4 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

申請人は平成 17 年に購入した住宅に居住していますが、老朽化が進み建替えを行うということで、申請地を購入し新たに個人住宅を建築されるものです。境界には土砂の流出を防ぐためブロック塀を設置し、生活排水等は合併浄化槽を設置し処理後は既設側溝へ、雨水については既設側溝へ排水します。特に問題ないものとして許可相当と判断しました。

1 番委員（小倉休幸）

受付番号 62 番は 9 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

申請人は現在〇〇〇在住ですが、申請地は将来性、利便性、環境面からみても居住地として良好な条件が整っていることから、借家住まい解消のため、今回申請地に一般個人住宅の建設を計画されたものです。雨水については西側の町道側溝へ、生活排水等は公共下水道へ接続されるため、特に問題ないものとして許可相当と判断いたしました。

５番委員（馬渡芳文）

受付番号 63 番は 9 月 24 日に第 2 ブロック委員 2 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

現地は未耕作の状態でありました。転用目的は建設資材置場です。周辺は西側に畑、北側に一部地目が畑ですが、現況は山林となっております。東側は宅地で山林に面しており付近の農地に影響はないものと思われます。付近の農地に被害が発生した場合は、協議の上、十分な対処をするということです。雨水については地下浸透です。申請地内にブロック塀を設置し、雨水が敷地外にもれないようにします。侵入防止のために防護柵を設置し出入り口は施錠するということです。特に問題ないものとして許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

只今、説明等が終わりましたが、これについて、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

受付番号 58 番は〇〇産業が使用するのではなかったですか。

５番委員（馬渡芳文）

個人で取得されます。

事務局
○○○○さんは○○産業の経営者ですが、申請地は個人で取得して、会社に貸すということです。

議長（溝口良信）
土地は個人で取得して、その後は会社に使用貸借で貸すということですね。

議長（溝口良信）
それでは他にないようですので、受付番号 55 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 55 番は承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 56 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号　56 番は承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 57 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 57 番は承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 58 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 58 番は承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 59 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 59 番は承認することに決定しました。続きまして、受付番号 60 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 60 番は承認することに決定しました。続きまして、受付番号 61 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 61 番は承認することに決定しました。続きまして、受付番号 62 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 62 番は承認することに決定しました。最後に受付番号 63 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 63 番は承認することに決定しました。続きまして、日程第７、議案第４７号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
議案第４７農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の承認についてでございます。今回、所有権移転は合計 6 件 6 筆 12,864 ㎡、うち田が 2 筆 2,030 ㎡、畑が 4 筆 10,834 ㎡でございます。利用権設定については、合計が 23 件 64 筆 54,146 ㎡、うち田が 27 筆 19,121 ㎡、畑が 37 筆 35,025 ㎡でございます。利用権設定の内訳としましては、通常利用権設定が合計 11 件 15 筆 11,659 ㎡、うち田が 8 筆 5,070 ㎡、畑が 7 筆 6,589 ㎡でございます。農地中間管理機構による利用権設定は合計 12 件 49 筆 42,487 ㎡、うち田が 19 筆 14,051 ㎡、畑が 30 筆 28,436 ㎡でございます。詳細について、ご審議をお願いいたします。

議長（溝口良信）
それでは農用地利用集積計画でございますが、所有権移転各筆明細は、総会資料 15

頁 72 番から 16 頁 77 番まで、通常利用権設定の各筆明細は総会資料 17 頁 338 番から 18 頁 348 番まで、農地中間管理機構による利用権設定は総会資料 19 頁 349 番から 21 頁 360 番までとなっております。これについて皆さんから何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）
ないようですから、総会資料の所有権移転に関する 15 頁 72 番から 16 頁 77 番まで、及び利用権設定に関する 17 頁 338 番から 21 頁 360 番までについて承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、総会資料の所有権移転に関する 15 頁 72 番から 16 頁 77 番まで及び利用権設定に関する 17 頁 338 番から 21 頁 360 番までについて承認することに決定いたしました。続きまして日程第８、議案第４８号農業振興地域整備計画変更（用途変更・農振除外）について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
議案第４８号農業振興地域整備計画変更（用途変更・農振除外）についてであります。内容につきましては総会資料 24 頁及び先日配布しました資料の通りとなっております。詳細については担当が 3 件続けて、ご説明いたします。

農政企画係
それでは、お手元の総会資料 24 頁及び別添の資料も合わせてご覧ください。今回、3 件上がってきております。案件番号 1 番が用途変更、2 番と 3 番が農振除外となっております。
まず、案件 1 番：用途変更の事業計画者は〇〇〇〇〇〇〇〇、変更理由は既存の肉用牛施設の拡充で、肉用牛の一貫した経営体制と基盤整備を目的とした施設の規模拡大を図るため、肥育牛舎、飼料置場を設置されるものです。こちらは農用地（畑）から農業用施設用地への用途変更です。

続きまして、案件 2 番：事業計画者は〇〇〇〇㈱、変更理由は事業用の加工工場、乾燥機、事務所、製品置場、積込場を設置するため、既存の工場の隣接地に新しい工場を建設したいということで、今回、農用地(田)からの農振除外となっております。

続きまして、案件 3 番：事業計画者は〇〇〇〇、変更理由は一般個人住宅と車庫を建設するためです。申請人は現在〇〇〇在住ですが、今回父親の所有する申請地に

一般個人住宅を建築されるものです。こちらは農用地（田）からの農振除外となっております。

案件 2 番について、別添資料 12 頁に協議面積基本資料があります。今回申請対象面積が 13,713 ㎡なのですが、申請地北側の既存工場の敷地面積が 27,442.28 ㎡で、これの 2/1 以内であれば除外転用可能ということで条件をクリアしております。
今回の案件については農業委員会の他に〇〇〇〇及び土地改良区にも意見を求めております。〇〇〇〇からは 3 件全て問題ないと返答を頂いております。土地改良区については案件 1 番と 2 番について〇〇〇水利組合が管轄ということで意見を求めておりますが、まだ返答を頂いておりません。案件 3 番については〇〇土地改良区の管轄外ということで特に意見は求めておりません。以上です。

議長（溝口良信）
只今、説明をしていただきましたがこれについて皆さんから、ご意見、ご質問等はありませんか。

５番委員（馬渡芳文）
案件 2 番について、水利組合の返答がまだということですが、既存敷地と申請地の間に農道と水路が入っていますが、工場の資材を移動するのに支障があるのではないかと思いました。将来的に見て農道の移設付替えをしたほうが、効率がいいのではないかと思いました。

４番委員（下石昭廣）
農道の付替えはしないほうがいいと思います。付替えをするにも移設する場所がないし、近隣の農地の耕作者にとっても農道があったほうがいいと思います。先日、全体協議会の時に農道は公道として、今後も使用できるのかと確認をしたのはそういう心配があったからです。

事務局
現実的な話として、農道を払下げという話はあるのかもしれませんが、今の段階ではそういう話はできないし、協議もなされていないので、農道は現状のまま残ると私達は理解しております。

議長（溝口良信）
土地改良区からの返答がまだということですが、近隣の農地に水をかけないといけないので、ここはこのまま用水路を残さないといけないと思います。土地改良区も考えられると思いますが、ここは必要ですね。

４番委員（下石昭廣）

案件 3 番についてですが、別添資料の 22 頁で申請地は分筆されてる手前の方なんですね。奥の方を田として残すということですね。

事務局
奥のほうだと高低差が相当あるので、手前の方が申請地で、奥は通路を作って田として使用するということです。

議長（溝口良信）
〇〇〇〇は企業誘致になりますか。

事務局
いえ、オートメーション化を図るみたいで、人員を増やさないということで企業誘致にはならないということです。

議長（溝口良信）
他にご意見はありませんか。

議長（溝口良信）
それでは、ないようですので案件ごとに採決を取りたいと思います。案件番号 1 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので案件 1 番は承認することに決定しました。続きまして、案件 2 番について承認することに、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので案件 2 番は承認することに決定しました。続きまして、案件 3 番について承認することに、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので案件 3 番は承認することに決定しました。以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了しました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第９回三股町農業委員会総会を終了いたしま

す。

閉　会　10時40分